農業水利施設機能総合診断士制度実施規程

制定平成 19 年 6 月 11 日
改定平成 21 年 4 月 13 日
改定平成 23 年 4 月 18 日
改定平成 24 年 11 月 8 日
改定平成 27 年 6 月 17 日
改定平成 30 年 2 月 22 日
改定令和 2 年 10 月 20 日
改定令和 3 年 2 月 16 日
改定令和 8 年 4 月 1 日

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人 農業土木事業協会（以下「協会」という）が実施する、農業水利施設機能総合診断士制度の運営に関し必要な基本的事項を定める。

（定義）

第２条　農業水利施設機能総合診断士とは、農業水利施設の維持管理の状況、変状の状況、性能低下の程度等の調査、評価、判定を行い、その結果に基づき対策工法、経済比較を行い最適な整備計画を策定する能力を有すると協会の会長（以下「会長」という）が認定し、資格登録した技術者を言う。

（資格制度運営委員会）

第３条　会長は、第１条の目的を達成するため、学識経験者等で構成する資格制度運営委員会を協会に設置し、次の事項について意見を求める。

１）農業水利施設機能総合診断士制度の運営及び実施計画に関する事項

２）農業水利施設機能総合診断士講習会（以下「総合診断士講習会」という）、農業水利施設機能総合診断士認定試験（以下「総合診断士認定試験」という）の受講・受験資格に関する事項

３）資格登録及び継続教育に関する事項

２　資格制度運営委員会の下に講習委員会及び試験委員会を設置し、講習会及び資格試験等に関する業務を行う。

３　資格制度委員会、講習委員会及び試験委員会の所掌事項及び運営については、「資格制度運営委員会規則」においてこれを定める。

（講習会等）

第４条　会長は、資格制度運営委員会の意見を踏まえ、総合診断士講習会を開催する。

２　受講資格者は以下のいずれかに該当する者とする。

１）技術士（農業部門　農業土木・農業農村工学）の資格を有する者とする。

２）農業土木技術管理士の資格を有する者とする。

３）コンクリート診断士の資格を有する者とする。

４）農業農村整備事業に関する調査・計画･設計・施工・積算等の技術的な実務経験が、7 年以上のものとする。ただし、大学院修了者（修士課程、博士課程）にあっては、修了後の技術

的な実務経験は５年以上とする。

また、次のいずれか一つの条件を満たす者にあっては、実経験年数を３年短縮することができる。

ア　実務期間中に２年間で農業農村工学会技術者継続教育機構ＣＰＤ30 単位以上取得した者

イ　実務期間中に農業土木分野の指導の実務を行う者（以下、「指導者」という。）の監督の下で、当該業務を通算２年以上行った者

なお、指導業務者の資格は、技術士〔農業部門〕（農業土木又は農業農村工学）のいずれかで登録済みの者とする。

ウ　ＪＡＢＥＥ認定プログラム（農業工学関連分野に限る）を修了した者

エ　技術士〔農業部門〕の一次試験に合格した者

３　受講手続は、以下のとおりとする。

１）受講申し込みは、会長が定める期日までに、受講申込書（様式１号）に本条２項１号及び２号に該当する者は、該当する資格の写し、本条２項３号に該当する者は、農業農村整備分野に関する実務経歴書（様式２号）を添えて協会に提出するものとする。

２）会長は、書類審査の上、適当と認められる者に対して、受講票を送付する。

３）受講者は、会長が定める受講料を、会長が定める方法により、所定の期日までに、協会に納入しなければならない。

４）会長は、講習を修了した者に、講習修了証書（様式３号）を交付する。

（認定試験）

第５条　会長は、講習会終了後、資格制度運営委員会の意見を踏まえ、農業水利施設機能診断に関する専門知識･技術力を問う認定試験を行う。

２　受験資格は、前条に定める講習会を修了した者とする。

３　受験手続は、以下のとおりとする。

１）受験申し込みは、会長が定める期日までに、受験申込書（様式４号）に、本条第２項に定める講習修了証書の写しを添えて協会に提出するものとする。

２）会長は、書類審査の上、適当と認められる者に対して、受験票を送付する。

３）受験者は、会長が定める受験料を、会長が定める方法により、所定の期日までに、協会に納入しなければならない。

４　会長は、資格制度運営委員会が定める認定基準点以上の成績を得たものに対し、合格証書（様式５号）を交付する。

（登録等）

第６条　会長は、農業水利施設機能総合診断士名簿（以下「名簿」という）を備え、登録を行う。

２　登録を受けることができる者は、前条の認定試験に合格した者とする。ただし、合格後５年以上を経過した者にあっては、第７条に定める研修を了した者とする。

３　登録手続きは、以下のとおりとする。

１）登録しようとするものは、

（１）登録申込書（様式６号）

（２）会長が定める登録料の郵便払込金受領書の写し

を添えて協会に提出しなければならない。

２）会長は、登録者に対し、登録証書（様式７号）を交付する。

３）登録の有効期間は、登録証書が交付された日から５年目の３月３１日までとする。ただし、更新を妨げない。

４　会長は、登録名簿を公表するものとする。

（資質向上）

第７条　農業水利施設機能総合診断士は、常に、技術知識及び水準を向上させ、その資質向上に努めなければならない。

２　会長は、農業水利施設機能総合診断士の資質向上のための農業水利施設機能総合診断士研修（以下「研修」という）を、資格制度運営委員会の意見を踏まえて開催する。

３　前項の研修は、会長が別に定めるレポートの提出をもって、これに代えることができる。

４　会長は、研修の実施計画を登録者に通知するとともに、研修修了者（前項の規定によりレポートを提出し、審査に合格したものを含む）には修了証を交付する。

（登録更新）

第８条　登録の更新を行おうとする者は、登録の有効期間の５年目に前条に定める研修を了し、登録の更新を行わなければならない。

２　前項の更新手続きは、

１）登録更新申込書（様式８号）

２）前条第４項の修了証の写し

３）会長が定める更新手数料の郵便払込金受領書の写し

を添えて、協会に提出しなければならない。

なお、やむを得ない事由により有効期間の５年目に更新手続きができない者にあっては、その理由を記した書面を協会に提出し、会長の承認を得た者についてはこの限りではない。

３　前項２号の規定にかかわらず、会長が指定する他の研修に参加した者にあっては、その参加を証する書面の写し、また、農業土木技術者継続教育機構等に参加している者にあっては、その機構が発行する継続教育記録証明書（会長が別に定める単位）を添え、これに代えることができる。

４　会長は、登録更新者に対し、登録証書を（登録７号）交付する。

（変更等の届出）

第９条　登録を受けた者は、住所、氏名、並びに所属機関の名称及び所在地について変更が生じた場合は、すみやかに変更等の届出（様式９号）を協会に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第10条　会長は、農業水利施設機能総合診断士が次の行為をなした場合は、登録を抹消することができる。

１）虚偽又は不正行為に基づき、講習、資格試験又は登録を受けた場合。

２）前条の変更等の手続きを怠った場合

３）農業水利施設機能総合診断士の信用を傷つけ又は失墜させた場合

４）正当な理由なく農業水利施設機能総合診断士の業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用するなど不正行為をなした場合

（規程に定めのない事項の処理）

第 11 条　本規程に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、資格制度運営委員会の意見を聞き、会長が処理をする。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 13 日から施行する。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 18 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 6 月 17 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 2 月 22 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 10 月 20 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 2 月 16 日から施行する。

附則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。